

	第11回 定例総会議事録
1. 日 時	令和7年2月10日（月）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
12名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
2名	6番 齊木 清範 13番 黒木 緑子
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第11回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第11回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は12名、欠席者は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 （異議なし）

議長	それでは、議事録署名委員に5番秋吉委員さん、12番森崎委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約450m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は管理機を3台、草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約84a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南西へ約180m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1ha となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約730m の距離に位置した農地であり、現地は三段に分かれており、上段は保全管理、中段と下段はギンナン、ウメ、カキ、スモモ、イチジクが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において上段ではハーブ、中段と下段ではギンナン、カキ、ウメを栽培予定です。農機具は草刈機を6台、軽トラックを2台、耕うん機、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約18a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から南東へ約750m の距離に位置した農地であ

	り、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてタマネギ、ジャガイモ、ナス、トマトを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約86a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 1番について、大在地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番堀委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大在西小学校から東へ約560m の距離に位置した市街化区域内の農地であり、現地はミカン、タマネギ、ブロッコリー、ソラマメ、ハクサイ、ネギ等の果樹及び露地野菜が栽培されており、一部に農業用倉庫が建っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカン、ダイコン、ジャガイモを栽培予定です。農機具は管理機と噴霧器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審

	議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、佐賀県勤労者体育センター（旧大志生木小学校）から南へ約780mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギ、ハクサイ、チシャ等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてハクサイ、キャベツ、ブロッコリーを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ4ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、坂ノ市中学校から南東へ約350mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地に隣接する空き家に転居後、申請地においてナス、キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、ジャガイモ、トマト、オクラを栽培予定です。農機具は耕うん機と草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約18aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下郡小学校から北へ約200m の距離に位置した市街化区域内の農地であり、現地はネギ、タマネギ等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてホウレンソウ、ニンジン、キャベツを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を合わせて約27a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下郡小学校から北へ約200m の距離に位置した市街化区域内の農地であり、現地はブロッコリー、ホウレンソウ、コマツナ等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、キャベツ、ジャガイモを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を合わせて約3a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番村上委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南東へ約1.8km の距離に位置した農地であり、現地は全体的に草刈りされていましたが、一部は背丈程度の雑草が冬枯れしていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台所有、田植機、コンバインを各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画で

	す。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、トマトを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6a となります。新規就農者ですので呼び出しを行いました。石を取り除いた後に、まずはイモを植えるということです。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番秋吉委員	こちらは空き家が付随しているのですか。
9番筒井委員	空き家は付随しておらず、田に砂利が少し埋まっているようなので、その砂利をどかす作業から始めるそうです。
議長	他になれば7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、JR 幸崎駅のおおむね300m 以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ8ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南東へ約860mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、食料品販売業等を営む法人が沿道サービス施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
議長	なければ9ページ 2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾中学校から北東へ約730mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、食料品販売業等を営む法人が沿道サービス施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ10ページ 3番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、敷戸小学校から北東へ約380mの距離に位置した農地であり、現地は駐車場へ造成途中でした。転用者の状況です。本申請は、電気通信事業等を営む法人が駐車場用地として利用するもので、既に造成着工しているため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、11ページ 第2号議案 農地競売・公売買受適格証明願（農地法第3条許可）について審議します。 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、松岡小学校から東へ約620mの距離に位置した農地であり、相続土地国庫帰属制度により農林水産省が所有する農地です。現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、農地所有適格法人で認定農業者です。申請地においてベビーリーフを栽培予定で、農機具はトラクターを2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2.2ha となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく証明発行相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番秋吉委員	国庫帰属制度は最近始まったのですか。国が引き上げて農地の管理料を取るというのは知っていますが、取得して個人へ渡すというのは初めて聞きました。
事務局	国としては、管理料を一定量もらって管理をしていくこととなりますが、まずは、第三者の一般の方に公売を図っていく。そこで落札等がなければ、貸借を行うという制度になります。
5番秋吉委員	国が第三者に売り渡すことができるのですね。
事務局	国が所有権移転も貸借もできるという制度になっています。
5番秋吉委員	わかりました。
議長	他になれば、第2号議案について採決します。 第2号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は証明の発行を承認することとします。 次に、12ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。1年間の賃借権での再設定となります。 地区審議会でも審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、13ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番協委員	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小学校から北西へ約400m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてイチジクを

	栽培予定です。農機具はエンジンポンプを1台所有、草刈機を1台借用予定です。なお、利用権設定後の経営面積は約12a となります。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、次の14ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	14ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。2年間の使用貸借権での再設定となります。 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権での再設定となります。 15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権での再設定となります。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。1年間の賃借権での再設定となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、16ページ 第5号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	16ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、桑本地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、大葉を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.8ha となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新町地区、竹ノ内地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約19ha となります。 17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、冬田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において表作で水稻、裏作で麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約64a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二
う、水稻を栽培する認定農業者で、申請地において二うを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.7ha となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴ
ボウ、ハウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約60a となります。

18ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にトウモロコシ、大根菜、ブロッコリーを栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約55a となります。

5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10ha となります。

6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下志津留地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は

主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において表作で水稻、裏作で麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する新規就農者かつ認定農業者で、申請地において表作で水稻、裏作で麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。

20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.5ha となります。

21ページ 1番です。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。

22ページ 1番です。こちらからは配分替えになります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、恵良地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.9ha となります。

23ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、延命寺地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に柑橘、ブドウ、露地野菜を栽培する新規就農者かつ認定農

	業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、延命寺地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約15a となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認します。 次に、24ページ 第6号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	24ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1995年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、竹中中学校から北東へ約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見で

	した。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。 次は、25ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	25ページから26ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で3件出ています。 27ページから28ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。 29ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で26件出ています。 33ページから35ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。 36ページです。農地競売・公売の買受適格証明願（5条届出）について、市街化区域内農地において農地を取得したいという証明願が、1件出ています。 37ページです。農地について条件付権利の仮登記について、市街化区

議長	域内農地において仮登記が設定されたという通知が、合計で2件出ています。 最後は、38ページです。特定農地貸付けの軽微な変更についての届出で、市民農園の賃料変更の届出が、1件出ています。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第11回定例総会を閉会します。